

第四十六回 參議院法務委員会議録

第十九号

(三五〇)

昭和三十九年四月二十一日(火曜日)
午前十時五十九分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

高橋

衛君

八木

一郎君

高橋

衛君

かの場合は、ところが支払命令の場合には実際には確定しないわけです。確定ということばが悪いのかもしませんが、十四日たつてもなおかつ仮執行の宣言がつくまでの間は異議の申し立てができるでしよう。これは何か非常に複雑な行き方じやないです。

○政府委員(平賀健太) 督促手続はただいまおっしゃるとおりでございますが、これとても、最終的に異議の申し立てがなければ、それで確定するわけでございます。しかし、異議の申し立てがござりますと訴訟に移行する、こういう関係でございますので、複雑と言えども、もし相手方債務者の側のほうでほんとうに争う事実関係にない、また、争う意思がなければ、支払命令で目的を達するわけでございますけれども、やはり何としても、これは引き延ばしのために異議の申し立てがされるという事例が少くないのでござります。

○稻葉誠一君 この一部を改正する法律が、民事訴訟法の第五編の督促手続の一部というが、第五編の二という形になつてゐるわけですが、これは第六編というか、そういう形にはしなかつたわけですか。それは、いまの手形支払命令に関するものが入つていいから、第五編の二という形にしたんですか。第五編を二つに分けておるわけでしょう。

○政府委員(平賀健太君) これはただ便宜の問題でございまして、第五編の二としましたのは、これは督促手続の一部というわけではございませんんで、手形金請求事件に関する特則をここに集めたわけでございます。これは、こ

これを六編といたしますと、あとずっと
編名を変えていかなければならぬこと
になりますので、また、編名を引用し
ている条文もございまして、非常にや
やこしくなります関係で第五編の二と
したわけでございまして、その特則
は、単に督促手続の特則という意味で
はございません。一般的の訴訟手続の特
則が大部分でございます。ただ、支払
命令につきましても、この特則の中の
四百六十二条でございますが、この督
促手続の特則になるわけでござります。
○稻葉誠一君 日本の手続訴訟で今度
のいろいろな構想というのは、ドイツ
の民訴とオーストリアの民事訴訟の折
衷ということがよく言われております
が、そのほかの規定は、大体これは訴訟
手続の特則になるわけでござります。
○稻葉誠一君 日本の手続訴訟で今度
のいろいろな構想というのは、ドイツ
の民訴とオーストリアの民事訴訟の折
衷ということがよく言われております
が、あれはどういう意味なんですか。
か。何というんですか、いわゆる為替
令状訴訟というようなものがあつてそ
れをまねしたというんですが、あるいは
それとは違うのだというんですか。
○政府委員(平賀健太君) 今回の制度
は、特にこの制度を手本にしたとい
うわけではございませんで、旧民訴の
証書訴訟及び為替訴訟の規定というの
は、いわばドイツの民事訴訟法の翻訳
に近いようなものだつたのでございま
す。ところが、これは前回も申し上げ
ましたように手続がかなり複雑でござ
いましたので、これをもっと簡素化し
たいということで案を練りました結果
できたものでございまして、特にこの
制度を手本にしたというふうなもので
はないのでござります。ただ、この手
形訴訟手続、こういう特別の手続を
持つておりますのは、ドイツのほかに
オーストリアがあるわけでございまし

て、ドイツとオーストリアは相当制度が違っているようでござりますが、特
にオーストリアの制度を手本にしたと
いうことはございません。
○稻葉誠一君 手形訴訟と、手形支払
命令と、それとまた違った形で為替訴
訟というようなものがあるんだ、こう
いうふうにいま言われているわけです
ね。ちょうど日本の手形訴訟と手形支
払命令と二つある。それの中間的な存
在だ、為替令状訴訟というのは。そう
いうふうに言られて、非常に効果をあ
げているのだというふうに言われてい
るわけですね、オーストリアでは。こ
れはあなたのほうの人が書いているわ
けです。裁判所の人が書いております
よ。鈴木重信さんが書いております。
だからそれを聞いているのですがこ
れはどうなんですか。

うわけですか。これは今度の手形訴訟でも一番大きな眼目になる、問題点があると思うんです。
○政府委員(平賀健太君) 旧民事訴訟法におきましては、証拠方法はもっぱら書証だけに限っておられます。ドイツの民訴も從来はそのようになつておりましたが、その後、文書の真否と手形の表示に関する事につきましては本人尋問を許すということになつてゐるのをございます。御審議いただいております法案につきましては、その点いろいろ検討いたしたのでござりますが、結局は、書証を原則とする、ドイツ民訴と同じように文書の真意と手形の表示に関しましては本人尋問を許す。大体その点はドイツ民訴と同じような形になつております。
それからなお、ドイツ民訴については、特に文書の真否と手形の表示のほかに、これは主として被告側の抗弁事実ということにつきましても本人尋問を許すということになつておりますが、そこはこの案ではとつておりません。もっぱら文書の真否と手形の表示に関する事実については本人尋問を許すというそな例外を設けているわけでございます。
○福葉誠一君 ヨーロッパの立法例に比べてどうかとかいうことのポイントは、証拠方法の制限がそれと比べて日本の場合には厳格なのかどうかという点が一つのポイントだと、こう思つんでいますが、いま言われたことからみると、日本のほうが少し厳格だというふうに見えるんですか。これは一般的には言えないかもわかりませんが。
○政府委員(平賀健太君) ドイツよりは本人尋問を許す範囲がやや狭うござ

いいと思うのでござります。ただ、わが国の民事訴訟法にもござりますが、訴訟の証拠調べの手続、文書の真否を立証いたしますために、いわゆる検真——筆跡あるいは捺印の印影の対照と申しておりますが、ドイツではそういう検査ということは手形訴訟において認めないようでござりますけれども、この案ではそれを認めているのをなつておられます。その点ではやや広くござります。そのうえでござりますが、ドイツではどういうふうに言ってもいいのじやないかと思ひます。

○稻葉誠一君 条文に入る前にもう一つ聞いておきたいのは、留保判決といふことです。それはどうもよくわからぬんですよ。具体的にどういうことなのかといふことと、留保判決を採用しなかつた理由はどういうところにあるのかということですね。

○政府委員(平賀健太君) これは、民事訴訟法におきまして、お手元に資料を差し上げてございますが「民事訴訟法の一部を改正する法律案関係資料」(一)でございますが、四百九十一条、四百九十二条という規定がございまして、四百九十二条におきましては「主張シタル請求ヲ争ヒタル被告ニハ敗訴ノ言渡ヲ受ケタル總テノ場合ニ於テ其権利ノ行使ヲ留保ス可シ」、ここに「留保」ということばを使っております關係で、留保判決と法学上も言つてゐるわけでござります。

留保判決をいたしますとどういうことになりますかといいますと、第四百九十二条の第一項に規定がございまして、「被告ニ権利ノ行使ヲ留保シタルトキハ訴訟ハ通常ノ訴訟手続ニ於テ繰

で理論的にというか実際的にもいろいろな欠陥が生ずるんだ、考えられる欠陥というかそういうふうなものがあるんだという人もいるわけです。これは現に鈴木という判事の人が、これはどこにおられる方が知りませんが、何かそういうふうな意味のことを言っているんですが、どうもそこら辺のところが私にもよくわからないんですが、そういうふうなことは何か考えられるんですか。

て、そういう解釈上の疑義が生ずるということもこれはきわめてまれでございませんして、そういう解釈上の法律問題が生ずるということも実際問題としてほんとありますけれども、実際的見地から民訴のようなあいだ複雑な手続をしなく必要もないのではないか。もっぱら実際的な見地からこういうように踏み切ったわけでございます。

そういうわけで、理論的には書いて言えれば欠陥がないとは言えぬと思うのですが、そこでござりますけれども、実際的見地からすれば、その点はほんと懸念するに足りないと法制審議会におきましてもそういう意見になりましたして、今回のような案にいたした次第でござります。

○稻葉誠一君 手形事件が非常にはつきりした事件が多いというのは、普通そうだと思いますが、そういうはつきりした事件が多いなら、調停前置主義というようなものをはつきりとたはうが解決が早いと考えられるのではないかですか。調停前置主義のほうがないですか。調停前置主義のほうが……。

○政府委員(平賀健太君) 調停前置置いうことも考えられるのでございますが、現行法のもとでも、これは民事調停法に基づきまして調停していくことができるわけございまして、調停前置置を強制的なものとすることはいかがつかと思われる所以でございます。実際問題なくとも、一部でもいいから早く取り立てたいということで、途中調停あるして、原告のほうにおきましても、早く解決をしてもらう、全部の満足を得る

のでございまして、調停なんかで解する可能性も大きいにあると思うのですが、前質を強制的なものとするということは必ずしも適当でないに思うわけでございます。

○福葉誠一君 その点、私も議論はるんですがね。調停の場合は出てこない場合も多いわけですね。出てこな場合に制裁というものは別にないわですから、かえつてするする延ばさるということも考えられるんですね。ただ、その場合でも、実際は和解をあんだけれども、口頭弁論期日の指だという形でやつておけばその弊害、除かれるとか、調停と和解は違いますけれども、いろいろなことが考えらるると思うんですけれども、これは私はちよつと研究しないとわからぬところだと思うんですが、きょうはこの程度にして、この次から条文に入つてお聞きしたいと思います。

私の条文に入つての一つの疑問点といふか問題点は、訴訟物の範囲の問題点が一つの大きな問題になつてくる、こう思ふんですね。いま局長も言われたように、民訴でやるのがいいのか、手形訴訟でやるのがいいのかというのを争う場合があるんだということを言われたことに関連して、訴訟物に関連しての問題が出てくると思うんです。これはこの次にお聞きしたいと思います。

○委員長(中山福蔵君) 次に検察官及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

○委員長(中山福蔵君) 本案の質疑は一応この程度といたします。

○委員長(中山福蔵君) 次に検察官及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

この協定に関する件について調査を行ないます。

○稻葉誠一君　自衛隊の治安出動の際における警察と自衛隊との関係についての協定についてお聞きするわけですが、その前に、防衛二法が成立したのは、これはいつでしたか。

○政府委員(海原治君)　昭和二十九年でございます。

○稻葉誠一君　昭和二十九年というのMSA協定が締結されたときです。

○政府委員(海原治君)　昭和二十九年でございます。

○政府委員(海原治君)　年は同じであります。

○稻葉誠一君　治安出動の際における自衛隊と警察との協定が昭和二十九年に結ばれたというのは、これは十月ですか。

○政府委員(海原治君)　防衛庁長官と国家公安委員会の委員長との間の協定は、二十九年の九月三十日でございます。

○稻葉誠一君　その協定が結ばれるのに至った経過はどういうふうな経過ですか。

○政府委員(海原治君)　先生御存じのように治安出動時におきましては、自衛隊は警察と共同いたしまして治安の維持に当たる任務がござります。警察のほうがあちこち第一次的な責任を負うわけでございますが、自衛隊はいわば警察の支援後援——うしろだてといふかこうで出かけるということが法律の精神でございますが、これに基づきまして具体的にどういうふうな任務の分担をすればいいかということをきめておく必要がございますので、関係協定の締結をしたと、こういう次第でございます。

○稻葉誠一君 その治安出動というの
は、具体的にはどういうふうなことで
すか。

○政府委員(海原治君) これは、法律に書いてあるまでもなく、都道府県知事の要請による場合、内閣総理大臣

が、内閣総理大臣の命令による出動の場合には、法文に書くところに二つござりまする。つまり、内閣総理大臣の命令による場合と二つござりまする。

場合には、法文は書いてあります。よろしくお読みください。

合は、都道府県におきますところの治安の維持が警察だけではむずかしいと判断される場合、二二十九あるて考え

○稻葉誠一君　その治安出動の命令に
半蔵されの場合、どうしてかわいがる
ております。

○政府委員(海原治君) 命令に違反して出なかつた場合に罰則があるんですか。

○稻葉誠一君 第百二十条はどういうて出なかつたという御質問の意味がよくわかりませんが……。

意味ですか、これは。
○政府委員(海原治君) 隊法でござるが
ますが。

○稻葉誠一君　自衛隊法です。

二十条の規定は、具体的な各部隊の所属員についての規定でございます。先ほど申しました内閣総理大臣の命令と

○稻葉誠一君 そうすると、第一百二十二条はどういうふうな場合ですか、具体

○政府委員(海原治君)　この百二十条には、ノリビー、ヒーリー、四と書いて

」ざいます。たとえばその二号に、「正当な理由がなくて職務の場所を離れ三日を過ぎた者」と、こういう規定がござります。

ざいますから、治安出動があつた場合

場合と、そういう規定と解釈しております。

◎和葉語一卷 そんすると 治安出動命令というのはどこに對して出るわけですか。

○政府委員(海原治君) これは、先ほど申しましたが、まず最高司令官である内閣総理大臣、この命令によつて防

衛官からその下のそれぞれの部隊長に対して命令が出るわけであります。

○稻葉誠一君 そうすると、部隊長から出て、三日を過ぎても治安出動命令で従わないで、職務の場所に行かな

場合は五年以下の懲役または禁錮と、こういうことになるわけですか。

○政府委員(海原治君) そういうふうに解釈いたしております。

法に罰則がいろいろありますね、ちょっと簡単に説明願いたいんです
が、どういう場合に自衛隊の人が罰則

○政府委員(海原治君) まことに恐縮でございますが、私、実はその方面の
を受けるんですか。

担当でございませんので、申し上げることにあるのは誤りがあるかもしれません。自衛隊法の第九章の罰則の規定

（前略）

て具体的な規律に従ねねばならぬ者が、その規律に従わない場合、あるいは官物を不当に破損、滅失した場合、こう

○ 稲葉誠一君 これは私の聞き方が悪い
いうことが大体罰則につきましての基
本的な前提の項に当たります。

いんで、きょうの直接のあれじやあり

ませんのであれですが、私の直接聞いているのは、予備自衛官が防衛招集命令を受けて三日過ぎて出なかつた場合は五百十九条にある三年以下の懲役、それが今言つた治安出動命令を受けて三日以上過ぎて行かなかつた場合は五年以下の懲役、それから防衛出動命令を受けた場合に同じような場合が七年以下の場合に同じような場合が七年とあるんじゃないですか。

○政府委員海原治君　犯しました行為に対する量刑——罪の量から申しますと、そういう分類ができるかと思います。

○稻葉誠一君　いまの私の分類は、法的的にはちょっとと荒っぽい分類ですけれども、そういうふうな分類もできるということを考えられると思うんです。が、そこで、この協定と同じような協定というか、警察と自衛隊との間で結ばれておる協定というのは、ほかにもあるんですか。

○政府委員(海原治君)　先ほど申し上げました昭和二十九年九月三十日に防衛庁長官と国家公安委員会の委員長との間に結ばれました。協定がいわば基本的なものでございます。これに従いまして、この協定の八と九にございまが、いわゆる細部協定、現地協定、こういうものがそれぞれの段階におきまして関係の事項について結ばれております。先ほど申しました基本協定の第八項と第九項に、細部協定を結ぶ、現地協定を結ぶ、こういう規定がござります。朗読いたしますとどうぞ。第八といたしまして——いま申し上げておりますのは、九月三十日の協定でございます。こちらで提出いたしましたのは、その趣旨を抜粋してお手元に

お届けしてございます。そこで、私どもの中では、細部協定とか現地協定とかいうものが必要であろうということに基づきまして、それぞれの協定を締結しているわけでございます。その協定の内容を要約いたしましてお手元に差し上げたわけでございます。

○ 稲葉誠一君 細部協定というものは、一応防衛庁長官と国家公安委員長との間の協定があつて、そこからさらには、海軍、陸軍、内閣府、外務省などにこまかいものがあるんでしよう。ここにもらつた協定の内容というのは、細部協定そのものなんですか。別個のものじやないんですか。

○ 政府委員(海原治君) 私の説明がちょっといろいろ前後いたしまして、おわかりにくかったと思いますが、お手元に差し上げましたのは、二十九年の協定の要点を抜粋したものでござります。この一番最後に五の「相互援助」と書いてござりますが、これに、たとえば「通信その他の施設の利用並びに自動車両その他の諸物品の使用等に関して、相互に援助する」とござります。どういう援助をするんだという取りきめが必要でございます。そういうのが細部協定という形でまた別にあります。どうぞお聞きください。

○ 稲葉誠一君 その細部協定というのは、幾つぐらいあるんですか。

○ 政府委員(海原治君) 現在できておりますのは、通信の協力に関する細部協定がございます。それとその協定の実施の細目の協定と、こういうものがござります。それとその協定の細部協定とか、ほかにはないんですか。

○政府委員(海原治君) 一般的な警察との間の協力の、官庁間の相互扶助という関係におきましてのそういう通信機とか車両とかいろいろものを貸したり借りたり、あるいは一時的に保管転換をするという趣旨の協定はござります。で、治安行動上の場合において特にそういうものについてはできておりません。

○稻葉誠一君 そうすると、治安出動の際ににおけるこの協定から出ておる細部協定というのは、いまあなたの言われた通信の実施に関する細部協定だけなんだと、そのほかは官庁間の協力といふことからくる一般的なものなんだということ、こういうわけなんですか。

○政府委員(海原治君) そのとおりでございます。

○稻葉誠一君 実は、これは私のほうも質問の通告をきのうになつてしめたので、あなたのほうも十分準備ができるなかつたし、いまこれをもらつたのですから、内容を十分検討していいのでは、別の機会にいろいろ質問をしたいと、こう思うんですが、自衛隊にある警務官及び警務官補というふうなものは、どの程度いて、その権限についてはどういうふうに規定されているんですか。

○政府委員(海原治君) まず、御質問の任務の点でございますが、これは隊法の九十六条に書いてございますように、部内の秩序維持に専従する者として規定されておるものでございます。すなわち、自衛隊の施設の中に起きました犯罪であるとか、あるいは自衛官の犯しました犯罪でありますとか、こういうものにつきましては警務官がこの犯罪の捜査に当たる、司法警察職員

うものは盛り込んでおりません。しかし、私どもの一般官庁におきましていろいろな書類がございますが、その書類はお出しになればその書類はおかしいことが書いてあるのじやないかというふうにお考えになることは、ひとつ御容赦を願いたいと思います。

○稲葉誠一君 御容赦をするかしないかはこれは各自の判断の問題で、あなたたのほうとしては出しにくいのですようけれどもね。

それから、あなたのほうに井元熊男という人がもとおつたことがあります

○政府委員(海原治君) いまおつしやいました名前の方は、陸上自衛隊の幹部をしておられまして、先年退職されました。

○稲葉誠一君 この人がやめられたのには特別な理由があるんですか。

○政府委員(海原治君) 停年によりまして退職されましたものと承知いたしております。

○稲葉誠一君 その人がこの国会の中

でどういうふうな発言をされたか、こ

れは国会の委員会の場ではなくして、

自民党の安保特別委員会というところ

に出て発言したらいいんですね、去年

の三月七日に。そのことをあなたの方

ほうでは調べたりなんかしたことがあ

りますか。

○政府委員(海原治君) 私は、全然承

知りたしておりません。

○稲葉誠一君 井元熊男という人が三

十八年の三月七日に、参議院の自民党

の安保特別委員会といふのですか、こ

れは自民党の安保特別委員会かもしれ

ませんが、ここで何か報告をした、こう

いうことですね。そういう事実がある

かどうか、あなたのほうで調べていただけませんか。

○政府委員(海原治君) すでに退職を

された方のそういう行動につきまして

私がほうで調べるということはいかが

かと思いますが、元陸上自衛隊の高官

の方でございますので、一応私のほう

で調査いたしまして御連絡申し上げま

す。

○稲葉誠一君 その人に当たって調べ

るといふことは、いまやめた方で無理

かも知れないが、この程度のことはあ

るいはできるかもしれません。あなた

のほうの何か業務日誌といふか、そ

うふうなものを見れば、国会に来て

いるいろいろなことを発言したとは、正

な委員会でないとしても、そんなこと

はわかるんじやないですか。

○政府委員(海原治君) 国会の正式の

機関で証言ないしは陳述されたことに

つきましては、私は防衛局長としまし

て全部目を通しているつもりでおりま

すが、国会の建物の中でどういう人が

どういうことを言われたかということ

につきましては、いまでもそういう

関心を持ったことがございませんし、

それからもう一つは、アメリカ軍の

基地がたくさんありますね。基地の周

辺のいろいろな事情というものを調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

ほうの人もあるんですから。自民党

のほうに聞いてもなかなかほんとうの

ことを言わないからあなたにお聞きす

るわけですからね。いまのは失言かも

わかりませんけれども、それはそれと

して、あなたのほうも調べるだけ調べ

てください。

○稲葉誠一君 これは自民党的ほうに

聞けばいいんですけども、あなたの

○政府委員(海原治君)　自衛隊の出動時の行動に関連いたしまして、いま先生のおっしゃいました団体の性格であるとかあるいはその人数であるとかいうことがどのような関係を持つかといふことを考えてみますと、そういうものが警備地説の中に入つてこなくちやならないという理由は一つもないと思います。ただ、あるいは警備地説を作成いたします際、あるいは毎年、もしことし暴動その他のことによりまして治安出動を命ぜられた場合にどうするか、外国からの侵略があつた場合にどうするか、こういう意味の毎年のいわゆる武士のたしなみとします。これは末端の部隊まで全部そういうものは用意せねばならないものでございますから、そういうものを作成する場合に、あるいはその部隊の周辺におけるだらうかということに関連いたしまして、その関係者がいろいろと個人的なデータといたしましてそういうことを調査したことは、これはあるかもしませんすけれども、しかし、そういうものが正式な資料として警備地説の中に編さんされておるということは、これは私はないと考えておりま

おいてはそういうものはないわけですが、さいますけれども、しかし、何ぶんにも部隊の数が多うございますし、それらの部隊の幕僚がそういう計画を作成する際に、そういうその幕僚の立場におきまして、これは個人的と申しますのは、決して自由人という意味ではありません。その幕僚が与えられた任務を遂行するための資料として、勉強する過程におきまして、そういうこともあるいはあるのじやないか、あつたのじやないかということを申し上げますのは、從来、二、三の場合に、各自衛隊の調査隊と申しますか、あるいは部隊の一部の者が、具体的な演習場の問題であるとか、あるいは部隊の演習とかに関連いたしまして地元の方がどういうことを考えておるかというとの調査をいたしたことではないかという意味の御質問が国会の委員会であったことがござります。そういうこともあるいは先生のお気持ちの中にあるのじやないかと考えましてお答えした次第でございました。

自衛隊として、自衛隊の隊員としてといふか、忠実であればあるほど、当然そういうふうなものはふだんから調べておかなければ意味がないのじやないですか、説明的な言い方ですけれどもね。

○政府委員(海原治君) これは先ほどお答えしたところでございまして、先生の御意見と私の判断との違うところでございますが、自衛隊が活動を命ぜられました場合に予想されます行動についてことを前提に考えてみますといふと、いま先生のおっしゃいましたようなことは全然必要ない、こういうふうに私ども考えます。何となれば、たとえば暴動が起こつた、そこで警察がそれを鎮圧すべきでござります。その鎮圧も主として警察が当たるわけになります。自衛隊は、先ほど申し上げましたように、警察の支援後援、うしろだてといったしまして、建物の警備であるとか、交通の整理であるとか、そういう後方のほうから逐次警察のお手伝いをしていくわけでありますから、その騒いでいる人がどういう人であろうとも、騒ぎの実体は変わらないわけでござりますから、それに必要な準備さえしておけばいいわけであります。したがいまして、先ほどの申し上げた繰り返しになりますけれども、その万一千の場合に騒ぎを起こすであろうといふ人がどういう人であろうかというふうな人が平素から調査する必要は全然感じておりません。

○政府委員(海原治君) 私は防衛庁の立場からのお話をしておりまして、私のほうではいたしておりません。しかし、警察のほうでやつておるかどうかということにつきましては、これは警察のほうからお答えいただきたいと思います。

○鶴葉誠一君 警察のほうには、きようは時間がありませんから、またゆっくりたくさん材料を持ってきてやりますから、きようはこの程度にしておきますが、しかしあなたの言うように、警察の支援後拠なんだ、それだけに限定されるんだと。あらゆる場合にそういう保証はないのじやないですか。場合によつては警察のほうが人がなかつたら、もつともつと前に行つて第一線に立つてやらなければならぬ場合も出てくるんじやないですか。支援後拠に限定されるんだという保証はどこにあるんですか。

○政府委員(海原治君) いま先生のおっしゃいました保証ということになりますと、非常にむずかしいのでござりますけれども、お手元に資料として提出いたしました協定にもはつきり書いてございますが、「暴動の直接鎮圧に関して、警察力が不足する場合においては、自衛隊は、警察と協力して、暴動の直接鎮圧にあたる」ということでございます。それから、先ほど申し上げましたように、自衛官といふのは、本来こういう警察的な行動を行なうような訓練をしておりません。したがいまして、私どもは警察のお手伝い

隊員の能力あるいは資格というものを十分考えまして、一般的の警察官が行動を起こすような場合というものを前提いたしております。やはり部隊としての力といいますか、あるいは交通の整理であるとか、あるいは建物の警備であるとか、要するに法的効果をいたしておません。やはり部隊として伴わないようなことをわれわれは担当したいと、こういふことでやつてやつていていうことだけござります。

その保証はどうかと、こう言われますと、たゞ私どもはそれがいいと思つてやつていていうことだけござります。

○稲葉誠一君 ことばじりをつかまえて恐縮ですけれども、任務分担の(1)の项目的のところを見ると、「自衛隊は、主として警察の支援後援として行動する」と。主とするわけですから、主としない場合もあるわけですね。結局、支援後援だけでなく、全面的に警察と協力する、あるいは協力する以上の行動に出る場合もなきにしもあらずということになつてくるのぢやないです。

○政府委員(海原治君) そういう場合もなきにしもあらずということをございましたら、そのとおりでございまます。

○稲葉誠一君 そうすると、最後に一点だけですが、治安活動の際の草案といふんですか、治安行動草案といふんですか、前にありますね。それを直すとか言つていたんだけれども、どうなつたんですか、あれは。

○政府委員(海原治君) これは、先般、関係委員会におきまして御質問がございまして、私どもの大臣からもお答え

昭和三十九年五月一日印刷

昭和三十九年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局